

## 情報の公開一覧表

※「1～13」は、事業年度終了後100日以内公表する。「14」は速やかに公表する。

項 目	実 施 内 容
1 輸送の安全に関する基本的な方針	① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が、最も重要であるという意識を徹底させます。 ② 当社は、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Action）」を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表いたします。
2 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況	① 各営業所にて安全目標を設定 ② 目標を達成した場合、報奨制度により記念品等を贈呈
3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	事故防止対策委員会の資料「事故記録表」
4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	安全管理組織図
5 輸送の安全に関する重点施策	① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。 ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極かつ効率的に行うよう努めます。 ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。 ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。 ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施いたします。
6 輸送の安全に関する計画	① 当社は輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に 応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成いたします。 ② 計画の作成に当たっては、以下の点を考慮することなどにより、現状の問題点を 把握し、より輸送の安全の確保に資する改善効果の高いものにします。 ア. 自社の人材、車両、施設、交通の状況等の現状を把握します。 イ. 過去の事故、過去の計画の実施状況を踏まえたものとします。 ウ. 運転士の声をくみ上げるなど、現場を踏まえたものとします。
7 輸送の安全に関する予算等の実績額	① 車両の代替費用 ② デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー併用機の導入費用 ③ 衝突防止補助システムの導入費用
8 事故、災害等に関する報告連絡体制	① 事故、災害等に関する連絡網 ② バスロケ及び業務無線による運行管理体制
9 安全統括管理者、安全管理規程	① 安全管理規程の制定及び改定 ② 安全統括管理者の選任
10 輸送の安全に関する教育及び研修の計画並びに実施状況	① 安全運動期間中における役員及び安全統括管理者による職場巡視時の安全教育 ② 乗務員集合教育の実施 ③ 適性診断結果等に基づく教育 ④ 新人運転士とのコミュニケーション強化を目的とした研修の実施 ⑤ 60歳以上の高齢運転士を対象としたケアプログラムの実施 ⑥ 運行管理者会議の実施 ⑦ 事故惹起者の安全運転に対する再教育の実施 ⑧ 事故防止対策会議による事故原因の究明及び再発防止への取り組み ⑨ 運輸当局からの重大事故警報等に基づく事故防止教育の実施
11 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	年1回以上の内部監査を実施、是正措置又は予防措置を講じる
12 人員体制	① 運転士に係る情報 ② 運行管理者に係る情報 ③ 整備管理者に係る情報
13 事業用自動車に係る情報	① 車両数 ② 平均車齢 ③ ドライブレコーダー搭載車両数 ④ デジタル式運行記録計搭載車両数 ⑤ A S V 搭載車両数 ⑥ 主な運行の形態
14 輸送の安全の確保のために講じた改善状況	以下の道路運送法の規定による処分を受けたとき 法第27条第2項：輸送の安全等 法第31条：事業改善の命令 法第40条：許可の取り消し等